

令和 5 年度 若年技能者人材育成支援等事業 実施計画書
[高知県技能振興コーナー]

実施要領	実施計画の内容
<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域</p> <p>予選大会は、各コーナーが担当する都道府県別に実施すること。</p> <p>(イ) 都道府県職業能力開発協会との共同実施</p>	<p>2 地域における技能振興事業の実施</p> <p>コーナーは、地域における技能振興事業として、以下の業務を実施する。</p> <p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施等</p> <p>ア 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>(ア) 対象地域 高知県</p> <p>(イ) 高知県職業能力開発協会との共同実施</p> <p>高知県職業能力開発協会が有する企業・業界団体、教育機関(工業高校・専門学校)等とのネットワークを生かして、参加者の募集、予選会の運営方法、審査方法及び審査員の人選等について協議し実施する。</p> <p>予選会開催時には、必要に応じて当該協会職員が事務局員として勤務する。</p>
<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 本事業で行う予選会の実施職種</p> <p>b 予選会の参加手数料の徴収(令和4年度から実施)</p> <p>予選会参加者から、参加手数料を徴収すること。</p> <p>参加手数料の額は、当該都道府県における2級技能</p>	<p>(ウ) 予選会の競技数・競技職種等</p> <p>a 実施職種(予定:最大3職種3競技)</p> <p>美容・日本料理職種・造園ほか</p> <p>(各業界団体との協議状況により職種の変更等の可能性がある。)</p> <p>募集方法は、各業界団体と協議し、団体を通じての募集、または個別に該当する事業者や専門学校等に直接募集を行うなど、広く予選参加者を募る。</p> <p>b 予選会の参加手数料の徴収</p> <p>予選会を開催する場合には、参加者から参加手数料を徴収する。</p> <p>参加手数料の額は、本県における2級技能検定実技試験受験手数料から若年者減免措置した後の額と同額とする。</p>

<p>検定実技試験受検手数料の額（若年者減免措置後の額）を参酌して定めること。</p>	
<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p>	<p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技能五輪全国大会」 高知県予選会の結果、愛知県で開催予定の技能五輪全国大会へ参加する選手・指導者に対する旅費等の支援を行う。 参加予定者数：選手3人程度・指導者2人程度 ・「若年者ものづくり競技大会」 静岡県で開催予定の同大会へ参加する選手・指導者に対する旅費等の支援を行う。 参加予定者数：選手3人程度・指導者2人程度 参加職種：建築大工・ITネットワークシステム管理（予定：企業・職業訓練機関・学校等との協議状況により変更等の可能性がある。）
<p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、青少年が技能労働職に入職することを促進するため、令和5年度の卓越した技能者の表彰の被表彰者150名の技能を紹介するためのコンテンツの作成支援を行うこと。</p>	<p>(2) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援</p> <p>厚生労働省の「紹介コンテンツ作成方針」に基づき、高知県の被表彰者の意向確認の結果を受けて、中央技能振興センターとの連携、推薦者の協力も得て、被表彰者を取材し、その取材結果を報告・提出する。</p> <p>中央技能振興センターが、この取材結果と推薦調書等の情報を合わせて作成したコンテンツ案について、推薦者を通じて被表彰者に内容の確認と了承を取る。</p>
<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業は、令和5年度新規認定を行わない。</p> <p>両事業のいずれかを認定を受けた事業者から認定内容の変更・廃止等の相談を</p>	<p>(3) 「地域発！いいもの」応援事業及びグッドスキルマーク事業の休止に伴う対応</p> <p>両事業の認定を受けた事業者等からの認定内容の変更や廃止等の相談を受けた際には、中央技能振興センターへ問い合わせるよう伝える。</p>

<p>受けた際は、センターに問い合わせるよう伝えること。</p>	
<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>企業・業界団体の訪問等により、ものづくりマイスター候補者に係る情報収集等（掘り起こし）を行うこと。</p> <p>(中略)</p> <p>に</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、引き続き活動する意思があるか否かを確認し、ないときは登録解除の手続を行うこと。</p>	<p>3 ものづくりマイスターの認定、登録に関する業務等について</p> <p>(1) ものづくりマイスターの開拓</p> <p>ものづくりマイスターの認定のために高知県内の人材情報を収集するとともに、認定候補者への支援を行う。</p> <p>県内企業・工業高校からの要望が多い「機械加工」「機械検査」等の機械金属関連職種のほか、「建築板金」、「洋菓子製造」で活動が可能な候補者の掘り起こしを重点に行う。</p> <p>実施方法は、過去のものづくり体験で補助者として活動し、その後、ものづくりマイスターの認定基準に定める資格を取得した方や、技能検定部署、関連業界団体や企業、及び産業振興機関等から情報を収集し、電話による相談や訪問により、認定申請を要請する。</p> <p>また、過去3年間に一度もマイスター等として活動実績のない者に対しては、引き続きマイスター等として活動する意思があるか否かを確認し、活動の意思がある場合には、最新の指導技法等に係る講習を実施、又は、最新版のテキストや事例集等により情報提供を行います。活動の意思がない場合は、登録解除の手続きを行う。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>認定を受けたものづくりマイスターに対して、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習を受講する必要がある旨を周知すること。</p> <p>(センターが定める免除基準に該当する場合を除く。)</p>	<p>(2) ものづくりマイスターへの説明</p> <p>新たにものづくりマイスター等に認定された方で一定の条件を満たしていない（免除基準に該当していない）方は、実技指導に当たる前に、実技指導の結果報告書の作成方法等事務を含む指導技法講習等を受講する必要がある旨を周知する。（年1～2回程度、実施時期は随時）</p> <p>また、地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施するときには、事前に派遣するマイスターに平成27年度の成果物を活用した研修を実施する旨を周知する。</p>

<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書の受理業務を行うこと。申請書類はコーナーが取りまとめてセンターに提出すること。</p>	<p>(3) 申請書類等の取りまとめ ものづくりマイスターの認定申請書に関する相談対応等の支援を行う。完成した認定申請書はコーナーが受理し、記載内容等の確認を行い、取りまとめて中央技能振興センターへ提出する。 新規認定者数 2人程度。</p>
<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 ア 研修の開催頻度や時期 年2回程度を目安に、指導技法を学んだ講師による講義形式により実施すること。 (ものづくりマイスターの認定件数等に応じて回数を上下して差し支えない。)</p>	<p>(4) ものづくりマイスターに対する研修 (センターが定める免除基準に該当する場合を除く) ア 研修の開催頻度や時期 年1～2回程度実施する。実施時期は認定審査会の結果が出た後に設定する。 研修は、指導技法を学び熟知した講師による講義形式で実施する。</p>
<p>イ 研修内容 センターの準備する指導技法等講習の実施に関する支援(第2.4(2)参照)を活用し、ものづくりマイスターによる指導技能が全国的に均一化できるようにすること。</p>	<p>イ 研修内容 新たに認定・登録を受けたものづくりマイスターの指導技能が、全国のものづくりマイスターと均一化できるようにするため、中央技能振興センターから提供される「指導技法等講習資料」等を活用して、研修を実施する。 地域若者サポートステーションでのものづくりの魅力発信を実施するときには、派遣対象者に平成27年度の成果物を活用して派遣前に研修を実施する。</p>
<p>ウ 交通費の負担 指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給することができる。ただし、受講手当は支払わないこと。</p>	<p>ウ 交通費の負担 コーナーは、指導技法等講習及びその講師養成研修に参加する者に対して交通費を支給する。 ただし、受講手当は支払わない。</p>
<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 第2.4(2)ア(ウ)に定める「事例発表・意見交換会」へのものづくりマイスターの参加勧奨を行うこと。</p>	<p>エ センター主催「事例発表・意見交換会」への参加 「事例発表・意見交換会」が開催される職種のものづくりマイスターに対して、参加の勧奨を行う。 コーナーは「事例発表・意見交換会」へ参加するものづくりマイスターに対して、謝金及び旅費を支払う。</p>

<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について</p> <p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行うこと。</p>	<p>4 ものづくりマイスターの活用に係る業務について</p> <p>(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等</p> <p>コーナーの相談窓口においては、次に掲げる事項について、相談・援助、ものづくりマイスターの派遣等を行う。</p> <p>ア 技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法の相談対応と援助</p> <p>高知県内の企業や各種の学校に対し、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成方法について紹介し、その活用方法等についての相談対応と具体的に進めるための援助を行う。</p> <p>イ 若年技能者の人材育成に資する訓練施設・設備等のコーディネートや、実技指導等の相談対応と援助</p> <p>業界団体の人材育成に関する会議等へ参加し、マイスター派遣による実技指導の説明を行うとともに、業界や企業の指導ニーズを把握して、個別の実技指導の相談と援助に繋げる。</p> <p>また、他の人材育成機関や企業支援機関等が実施する研修等の情報を収集し、ものづくりマイスターで対応が難しい施設や設備に係る相談案件に対して、情報提供や可能な範囲での該当機関の紹介を行う。</p> <p>ウ ものづくりマイスターの派遣やそのためのコーディネート</p> <p>業界団体・企業からの若年技能者の技能向上に向けた技能講習の充実についての相談に対して、ものづくりマイスター派遣制度の活用を促し、具体的な講習計画等についての協議を行い、マイスター派遣に繋げる。</p>
<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業（中小企業基本法第2条に定める中小企業</p>	<p>(2) ものづくりマイスターの派遣による指導の実施</p> <p>ア 派遣対象企業等・指導対象者</p> <p>(ア) 派遣対象企業等及び派遣活動目標数は、次のとおり。</p> <p>① 中小企業</p> <p>・中小企業への派遣活動数（受講者延人日）</p>

<p>者をいう。以下同じ。)</p> <p>② 業界団体（商工会、協同組合等の事業主団体や産別労働組合をいい、法人格の有無は問わない。以下同じ。)</p> <p>③ 工業高校等学校（公共職業能力開発施設を除く。)</p> <p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等</p>	<p style="text-align: right;"><u>44人日程度</u></p> <p>② 業界団体 ・ 中小企業団体への派遣活動数（受講者延人日） <u>4人日程度</u></p> <p>③ 工業高校等学校 ・ 工業高校等学校への派遣活動数（受講者延人日） <u>335人日程度</u></p> <p>④ 公民館・集会所等の公共施設又はショッピングモール等民間施設のイベントエリア等 ・ 公共施設等での派遣活動数（受講者延人日） <u>50人日程度</u></p> <p>【派遣指導活動目標数(受講者延人日)の合計 <u>433人日</u>】</p> <p>(イ) 指導対象者は、主に15歳から35歳未満の若年技能者とする。ただし、35歳以上であっても、当該職種の技能が十分でないと認められる者であれば、対象とする。なお、公共施設等において、不特定多数の者に対して指導等を行う場合の対象年齢は、実施する職種の難易度等に応じて柔軟に設定する。</p>
<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施</p>	<p>(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」発信</p> <p>ア 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対する「ものづくりの魅力」発信の実施 ・ 若者サポートステーション事業対象者に対する「ものづくり魅力発信」への派遣活動数(受講者延人日) <u>8人日程度</u> (2職種)</p>
<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信</p>	<p>イ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくりの魅力」発信 ・ 小中学校等の児童・生徒に対する「ものづくり魅力発信」への派遣活動数（受講者延人日） <u>200人日程度</u></p>
<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施</p>	<p>(4) 熟練技能者等による派遣指導及び「ものづくりの魅力」発信事業の実施 ものづくりマイスターの新たな派遣先として企業・団体・専門高校等を開拓する中で、ものづくりマイスターの対象外分野、本県にマイスター登録されていない</p>

	<p>い職種についての派遣の相談があった場合に、その職種の熟練技能者等の要件を満たす該当者に指導の可否を確認し、指導が可能であれば、ものづくりマイスターの規定に準じ、かつ予算の範囲内で派遣を行う。</p> <p>なお「ものづくりの魅力」発信事業についても同様に派遣を行う。</p>
<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>コーナーは、都道府県等地方公共団体、都道府県労働局、労使団体等をメンバーとする都道府県別の連携会議を設置し、運営すること。</p>	<p>5 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営について</p> <p>(1) 連携会議の設置</p> <p>高知県雇用労働政策課・高知県教育委員会高等学校課・高知県工業会・高知県経営者協会・高知県板金工業組合を委員とした連携会議を設置する。</p>
<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>連携会議は、年間2回以上開催するものとし、年度当初に実施計画書を踏まえた、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携・協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）、年末に当年度の事業実施状況等の報告を行うこと。</p>	<p>(2) 連携会議の開催回数</p> <p>年2回開催する。</p> <p>(6月・12月を予定)</p> <p>第1回（6月）</p> <p>実施計画書に基づき、ものづくりマイスターの派遣や技能振興の取組、事業実施に当たっての連携協力の在り方の方針決定（推進計画の決定）。</p> <p>第2回（12月）</p> <p>本年度の事業実施状況等について報告を行うとともに、併せて、次年度に向けた改善事項等も連携会議に報告し、取りまとめる。</p>

1 成果目標	
(1) ものづくりマイスターの実技指導を利用した企業・業界団体又は教育訓練機関の満足度	90%以上
(2) ものづくりマイスターの実技指導の内容を理解し、今後に生かせるとした受講生の割合	90%以上
(3) ものづくりマイスターの授業等への講師派遣を利用した学校の満足度	90%以上
(4) ものづくりマイスターを活用した企業又は業界団体が技能検定又は技能競技大会を人材育成に活用する契機となった割合	90%以上
2 活動目標	
(1) ものづくりマイスターの新規認定数	2名以上
(2) ものづくりマイスターの活動数 641人以上	
内訳 中小企業・中小企業団体	48人日
工業高校への派遣人日	335人日
公共施設等への派遣人日	50人日
サポートステーションへの派遣人日	8人日
小中学校の等の児童・生徒に対する「ものづくり魅力発信」への派遣人日	200人日
合計派遣人日	641人日